

医師法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表 (抄)

一 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行法
<p>(医師免許の申請手続)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍謄本又は戸籍抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第四条において同じ。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。)</p>	<p>(医師免許の申請手続)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍謄本又は戸籍抄本</p>

三・四 (略)

3・4 (略)

(医籍の訂正の申請手続)

第三条 令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

2 (略)

(免許証の書換交付の申請手続)

第四条 令第八条第二項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請手続)

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項）

三・四 (略)

3・4 (略)

(医籍の訂正の申請手続)

第三条 令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

2 (略)

(免許証の書換交付の申請手続)

第四条 令第八条第二項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

(新設)

中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。